

審査基準

令和6年12月12日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第104条の4第6項
処分の概要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法令の定め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審査基準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標準処理期間：交通部運転免許試験課においては1日、警察署交通課においては3週
申請先：交通部運転免許試験課免許申請係、同課京都駅前運転免許更新センター申請係又は警察署交通課
問合せ先：交通部運転免許試験課免許申請係（電話075-631-5181 内線278）
備考：